



令和7年度 介護保険制度のおもな変更点

本ガイドブックに下記のとおり変更が生じたので、ご案内いたします。

令和7年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました。

【対象ページ P5】

80万円 → 80万9千円

該当箇所：

●令和6年度から令和8年度

所得段階 (所得段階区分)	対 象 者	年間保険料額
第1段階	●生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が <u>80万円</u> 以下の方	19,960円 (基準額×0.285)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が <u>80万円</u> を超え120万円以下の方	25,562円 (基準額×0.365)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記第1段階、第2段階以外の方	47,972円 (基準額×0.685)
第4段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が <u>80万円</u> 以下の方	63,029円 (基準額×0.90)
第5段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、上記第4段階以外の方	70,032円 (基準額)

- 要介護認定の申請時に必要なもの

【対象ページ P8】

医療保険の保険証→医療保険に加入していることがわかるもの（40～64歳の人）

該当箇所：

申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバー、かかりつけ医の情報などを記入します）
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証（第2号被保険者の場合）



※原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。

令和7年8月から

●高額介護サービス費の支給要件の一部が変わります

【対象ページ P13】

80万円 → 80万9千円

該当箇所：

■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得 690万円以上	140,100円
●課税所得 380万円以上	93,000円
●課税所得 145万円以上	44,400円
●一 般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●公的年金等収入金額と合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

●特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わります

【対象ページ P14】

80万円 → 80万9千円

該当箇所：

■負担限度額〈1日につき〉

令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。

利用者負担段階		居住費等				食 費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の 受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入額＋合計所得金額※＋ 非課税年金収入額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課 税年金収入額＋合計所得金額※＋非課税 年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入額＋合計所得金額※＋ 非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

（お問い合わせ先）

平塚市介護保険課 ☎ 0463-21-8790 / FAX：0463-21-9742